

訪問看護ステーションさくらの杜運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社メディコネクサスが設置する訪問看護ステーションさくらの杜（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：訪問看護ステーション さくらの杜

所在地：千葉県流山市東深井386-14

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1） 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（2） 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

（3） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数 ※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1） 営業日：月曜日から金曜日。

（2） 休業日：土曜日、日曜日及び祝日。12月30日から1月3日。

（3） 営業時間：午前8時30分時から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡・相談などが可能な体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 訪問看護の利用時間及び利用回数は、次の通りとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（1） 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。

- (2) 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画（または介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士などが連携しいった相手機に含むものとする。
- (4) 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから各市区町村医師会などに、主治医の選定及び調整をする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状況、病状、障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び予防
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーションに関すること
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査などの補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院（所）の共同指導など

(利用料等)

第10条 ステーションは、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金によって説明を行ない、同意を得るものとする。

- (1) 医療保険
健康保険法または高齢者の医療の確保の法律の基づく額を徴収する。
 - (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画書の基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。但し、居宅介護サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する場合は、そのほかの利用料として、別表の額の支払いを受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。
- (1) 第6条第1項（1）で定めた営業日外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみとする）
 - (2) 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であつて、長時間訪問看護を算定しない場合（介護保険利用者・医療保険利用者）
 - (3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
- 3 ステーションは、次条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費は実費を徴収する。
- 4 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(訪問看護の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、流山市とする。

(緊急時における対応方法)

第12条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

2 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族等（介護保険利用の場合は、当該理療者にかかわる居宅介護支援事業所）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 ステーションは、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録し、5年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第13条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(相談・苦情対応)

第14条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回）

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第18条 ステーションの職員に対して、暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 ステーションは、看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。
- 6 ステーションは、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則 この規程は、令和7年9月11日から施行する。